

三面川鮭産漁業協同組合 内共第3号第五種共同漁業権遊漁規則

新潟県水第1384号

令和6年1月1日認可

(目的)

第1条 この規則は、三面川鮭産漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第3号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、わかさぎ、こい、ふな、いわな、やまめ及びさくらますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又は組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）によりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内で行われなければならない。

漁具・漁法	規模
手かぎ（づりかぎ）	1本
竿釣 ・ どぶ釣りの針1本以内 （あゆのえさ釣りは禁止）	1本
・ さくらます採捕	1人1本、年間200人

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、イ欄に掲げる区域内及びウ欄に掲げる期間内で行われなければならない。ただし、第5条に規定する禁止区域を除く。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
あゆ	三面川及び各支流の全域	6月16日から11月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間。ただし、10月1日から10月7日までを除く。

わかさぎ	三面川及び各支流の全域	1月1日から12月31日まで
こい	三面川及び各支流の全域	1月1日から12月31日まで
ふな	三面川及び各支流の全域	1月1日から12月31日まで
いwana	三面ダムより上流の全域、高根川曇ノ上橋より上流の全域、三面川及び高根川を除く他の支流	3月1日から9月30日まで
	三面川、高根川及び各支流の全域 (但し、組合からさくらますの採捕を認められた遊漁者に限る。)	3月1日から9月30日まで
	三面川及び各支流の全域	6月16日から9月30日まで
やまめ	三面ダムより上流の全域、高根川曇ノ上橋より上流の全域、三面川及び高根川を除く他の支流	3月1日から9月30日まで
	三面川、高根川及び各支流の全域 (但し、組合からさくらますの採捕を認められた遊漁者に限る。)	3月1日から9月30日まで
	三面川及び各支流の全域	6月16日から9月30日まで
さくらます	三面ダムより下流の三面川本流の区域、曇ノ上橋下流端より下流の高根川本流の区域	3月1日から6月15日まで

2 前項の公表は、組合及び組合が指定した販売店に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
1. 三面ダム放水路から下流 300 メートルに至る三面川の区域	1月1日から 12月31日まで
2. 三面川沿岸土地改良区下野堰堤下流端から下流 200 メートルに至る三面川の区域	
3. 鈴ヶ滝から下流 500 メートルに至る高根川の区域	
4. 猿田発電所放水口から上流 100 メートル、下流 200 メートルの間の三面川の区域	
5. 猿田ダム上流端から上流 200 メートル、下流端から下流 200 メートルの間の猿田川の区域	
6. 奥三面ダム上流端から上流 200 メートル、下流端から下流 200 メートルの間の三面川の区域	
7. 種川 (通称) の区域 (保護区域)	
8. 滝矢川及びその支流の区域 (保護区域)	

(全長制限)

第 6 条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あゆ	12 cm
いわな	15 cm
やまめ	15 cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第 7 条 遊漁料の額は、次のとおりとし、消費税分を加算した額とする。ただし、第 1 号の場合において遊漁者が 18 歳以下及び女性のときは無料、肢体不自由者のときは2分の1とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、2,000 円（税抜）を加算した額とする。

魚 種	漁 具・漁 法	遊漁料（税抜）
あ ゆ	手かぎ 竿釣 どぶ釣りの針 1 本以内 えさ釣りは禁止	1 日 2,000 円 1 年 10,000 円
こい、ふな、わかさぎ、 いわな、やまめ	竿釣	1 日 1,500 円 1 年 5,000 円
さくらます、いわな、 やまめ	竿釣	1 年 19,000 円

2 遊漁料は、次の表に掲げる場所又はオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

取 扱 店	住 所
三面川鮭産漁業協同組合 事務所	村上市若葉町 15-1
三面川鮭産漁業協同組合 第 3 ふ化場	村上市羽下ヶ淵 2135
二子島森林公園	村上市岩崩 1296-1
須貝時栄	村上市荃太 777
鮭屋	村上市新屋 2603
相馬博隆	村上市高根 461
前田商店	村上市下新保 2016
おとり高橋	村上市小川 1225
こどもや釣具店	村上市古渡路 1665-1
平田おとり店	村上市十川裏地内
大滝清治	村上市西興屋地内
ジャック三春屋	村上市泉町 5-5
セブンイレブン村上猿沢店	村上市猿沢 2582
セブンイレブン下越朝日小川店	村上市小川 1893
セブンイレブン村上山辺里インター店	村上市山辺里字下江 444-1
フィッシャーズ村上店	村上市仲間町 535-1

フィッシャーズ黒埼店	新潟市西区山田 415
フィッシャーズ竹尾インター店	新潟市東区はなみずき 3-2-20

(遊漁承認証に関する事項)

第 8 条 組合は第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁料の額
- (6) 注意事項
- (7) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第 2 項に規定する場所、オンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第 9 条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

ただし、印刷した遊漁承認証を携帯できない場合は、遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第 10 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する帽章をつけるものとする。

- (1) 住所、氏名、年齢
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第12条 この漁場区域内及び表アに掲げる全ての漁場区域において、表イ左欄の水産動植物を同表中欄の漁具・漁法を使用して遊漁しようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イに示す1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁協同組合連合会（以下「漁連」という。）の承認を受けなければならない。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第11号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第13号
三面川	内共第3号	鵜川	内共第14号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第15号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第17号
加治川	内共第6号	能生川	内共第18号
新井郷川分水路、新井郷川及び 福島潟	内共第7号	早川	内共第19号
		海川	内共第20号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第21号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号	羽茂川	内共第22号
信濃川、加茂川、五十嵐川、 刈谷田川、魚野川、清津川	内共第10号		

表イ

水産動植物	漁具・漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、 にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	13,200円（税込）	県下一円
こい、ふな	竿釣	6,050円（税込）	県下一円

2 前項で規定する遊漁料の納付及び県内共通遊漁承認証の交付は、表ウの場所及び表ウに規定する組合の指定する釣具店、オンラインシステム等において行うものとする。

なお、県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

表ウ

組 合 名	住 所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15番1号
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24

胎内川漁業協同組合	胎内市下赤谷245番地 1
加治川漁業協同組合	新発田市住田510 新発田市役所加治川支所内
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区新鼻甲265
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜 7 丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市中央区西堀通 4 番町259-58
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881- 4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町豊川甲236番地 阿賀町役場上川支所内
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区清五郎417番地
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967番地
加茂川漁業協同組合	加茂市大字長谷121番地
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651番地
刈谷田川漁業協同組合	長岡市栃堀6044番地
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105- 16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝壬1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市石曾根798番地 2
関川水系漁業協同組合	妙高市美守 2 丁目 1 - 38 1 F
桑取川漁業協同組合	上越市有間川661番地
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生801番地
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢中脇2426
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659
その他；漁連及び上記漁業協同組合の指定する釣具店、オンラインシステム等	

3 県内共通遊漁承認証に記載する事項は、以下のとおりとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

(行政庁の認可日 令和6年1月1日)